

日 葉 業 発 第 273 号
平成 30 年 10 月 25 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 森 昌平

平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて
(その 23)

標記について、厚生労働省保険局医療課から連絡がありましたのでお知らせいたします。

平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の支払いを猶予できることにつきましては、平成 30 年 9 月 6 日付け日葉業発第 209 号他にてお知らせしたところですが、今般、支払い猶予期間が本年 12 月末までに変更となり、それに伴い医療機関・薬局向け及び患者向けリーフレットの内容が更新されています。また、対象となる市町村国保及び健康保険組合についても変更がございました（別添中の別紙 1 及び 2）。

取り急ぎお知らせいたしますので、該当都道府県薬剤師会におかれましては、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

<対象となる都道府県>

- | | | | |
|------|------|------|------|
| ・岐阜県 | ・鳥取県 | ・広島県 | ・高知県 |
| ・京都府 | ・島根県 | ・山口県 | ・福岡県 |
| ・兵庫県 | ・岡山県 | ・愛媛県 | |

<別添>

- ・平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金の取扱いについて
(その 23・抄)
(厚生労働省保険局医療課・平成 30 年 10 月 24 日付け事務連絡)

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



平成30年10月24日時点

- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[福岡県]

飯塚市 久留米市 福岡県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合、私学共済についても免除される場合があります。詳細は各組合等にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはできません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。
- ※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。**

- この**窓口での取扱いは平成30年12月末まで**です。

なお、**平成31年1月以降は、①保険証と②猶予（免除）証明書**の両方を**医療機関等の窓口で提示**することで、猶予（免除）を受けることができます。猶予（免除）証明書は、あらかじめ**ご加入の各保険者に申請**を行うことで交付されますので、お手続をお願いいたします。

- 窓口負担の取扱いや猶予（免除）証明書の交付について、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。